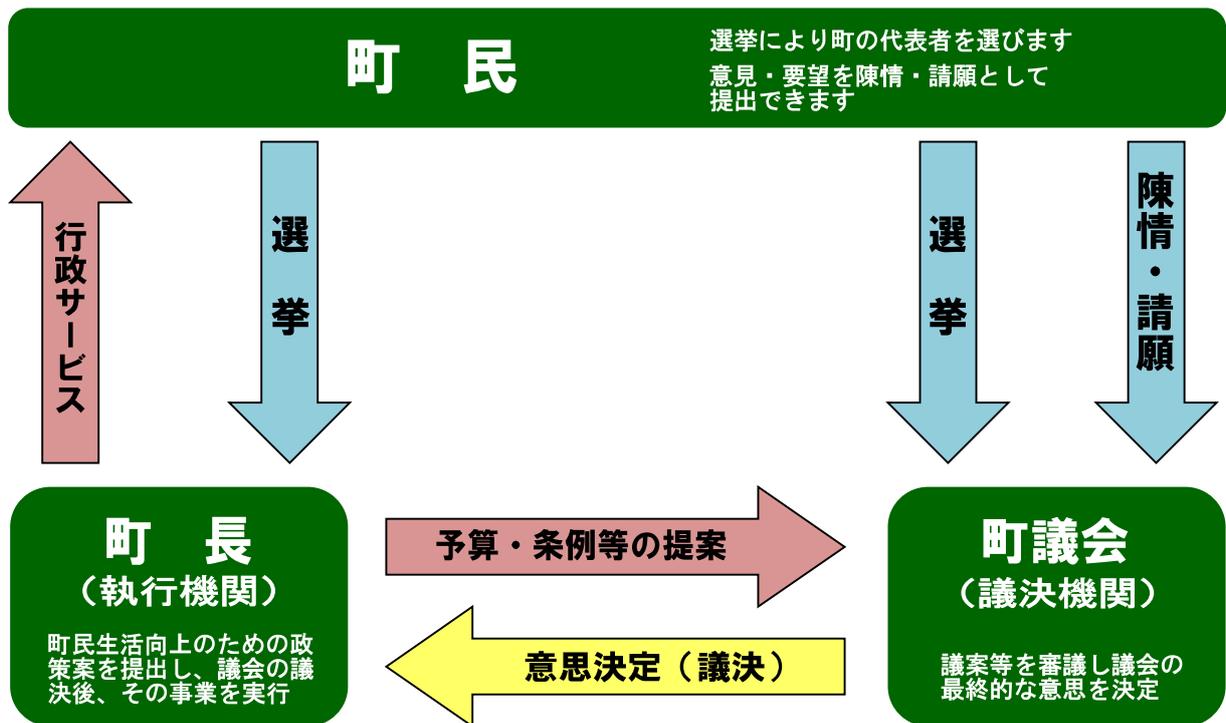


町議会のしくみ

町議会とは

町議会は、町民を代表する町議会議員が、生活に関係するさまざまな問題を話し合い、町政が適正に行われているかをチェックし、町政の方針を決定する機関で、議決機関といいます。また、町議会で決定した意志に基づいて実際に仕事を行うのが町長や教育委員会などの行政委員会で、これらを執行機関といいます。

町議会と町長などの執行機関は、全く対等な立場で、お互いに尊重し合い、協力しながら住みやすい酒々井町をつくるために努力をしています。



町議会議員

酒々井町議会議員の議員定数は「酒々井町議会議員の定数を定める条例」により16名と定まっています。また、議員の任期は4年です。現在の任期は平成31年4月30日から令和5年4月29日までです。

議員の仕事

町議会は町民の代表として、十分活動ができるように多くの権限を持っています。これらの権限に基づいて、次のような仕事をしています。

議 決	町議会の最も基本的な仕事で、条例や予算、大きな契約の締結など重要な問題について決定します。
同 意	監査委員など、町長が選任する場合に議会の同意が必要です。
検査、監査の請求	町の事務管理や金銭の出納等を監視することができます。また、必要があれば、監査委員に対して監査するよう求めることができます。
調 査	町の事務について調査することができ、必要な場合には、関係者の出頭、証言、記録の提出を請求します。
意見書の提出	国会や国・県などの関係行政機関に意見書を提出します。
請願・陳情の受理	町政などについての要望を、請願書や陳情書などを受理し、慎重に審査などをします。